

遺産相続 手続き簡素化

法務省戸籍情報、証明書1通に

法務省は5日、「遺産相続手続きを簡素化する制度」を発表した。戸籍関係の情報付をいつたん法務局で受取(3面きょうのとば)度を来春から始める。発が記載された証明書の交ければ、銀行やその他の

行政窓口に大量の戸籍関連の書類を提出しなくても、相続の手続きを進めることができる。同省は今年度中に不動産登記規則を改正し、2017年度の運用開始を目指す。(関連記事5面)

遺産相続人の負担軽減

手続き簡素化戸籍集め、なお課題

法務省が相続手続きの簡素化を決め、「素人には至難の業」(相続診断協会の小川実代表理事)とされてきた相続人の負担はある程度軽くなる。た

だ、相続で最も面倒な戸籍集めの作業は残る。マ

イナノバー戸籍に適用するなどして、さらに手

ある。(1面参照)

東京都在住の40代男性

は最近母親を亡くし、相の役所に出向いた。

相続人はこの大量の書類一式がなければ何もできない。母親の銀行預金を引き出すにも書類を複数の銀行窓口に提出なければならず「仕事がまたたく間に着かないほど忙殺された」という。

新制度では、集めた書類一式を法務局に提出すると証明書が発行され、それを金融機関などに提出すればよくなる。

それでも、最も手間がかかる戸籍集めの作業は新制度の導入後も変わらない。高齢化社会を反映し、死亡者数は毎年120万人を超えており、銀行に遺言を預けたり、執行を依頼したりし

ては生前に本籍を移した全ての役所で戸籍を取得する必要がある。母親は生前、本籍を3回変更しておらず、男性は日本各地の役所に出向いた。

の出生から死亡までのすべての戸籍謄本などを相続に必要な書類を大量に集め、法務局や銀行などに不備があれば手続きが滞る問題が指摘されているた。

新制度では、遺産の相続人が戸籍関係の書類を法務局にいつたん提出すると、被相続人と相続人の氏名や住所、生年月日など「法定相続情報」を記した証明書1通が交付される。この証明書は別

の地域の法務局でも使えるため、複数の地域で不動産を相続する際の負担

が軽減できる。

さらに法務省は各金融機関でも相続申請時に証

明書を活用できるよう調整する方針だ。預貯金などの遺産も相続人は金融機関ごとに大量の書類を用意する必要があるうえ、金融機関側でも審査に多大な手間がかかってい

る。

きょうの

遺産相続

相続に必要な書類が簡素になる

【現行】

- 各法務局や金融機関で以下の書類一式が必要
- ①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ②相続人の現在の戸籍謄本
- ③相続人の住民票の写し
- ④(遺産分割協議で相続した場合) 遺産分割協議書、印鑑証明書

【新制度では】

- 法務局で書類一式を出すと証明書を発行
- 別の法務局や金融機関では証明書のみでOK

申請ごとに多くの書類必要

▽不動産を遺産相続する場合、死亡した人と相続する人の双方を確定するために書類の準備が必要だ。被相続人の出生から死亡まで

や住民票、遺産分割協議で相続した場合は遺産分割協議書や印鑑証明書もそろえなければならない。

▽現行制度では複数の地域での不動産相続や金融機関の預貯金の

相続を申請するたびに書類一式が必要だ。法務省が来春始める新制度では最初に申請する法務局で証

明書をもらえば、次の場所ではその証明書のみで申請できる。

▽現行では書類に不備があると再提出が求められ、手続きの遅れにつながる。複数の金融機関の遺

産を相続する際には、1人の被相続人にについて各金融機関が別々に

確認作業に追われ、無駄な労力を費やしているとの指摘もある。